

# 指定計画相談支援 重要事項説明書

社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター（以下、センター）とあなたが話し合い、サービス等利用計画をつくり、サービス等を利用して利用できるようにするために、あなたに大事なことを説明します。

ここに書かれていることは、センターと指定計画相談支援の約束を結ぼうと思っている方へ、社会福祉法第 76 条と第 77 条を守り、センターの紹介やセンターで行う相談支援の内容、約束する上でご注意いただきたいことを説明するものです。

センターでは、あなたに対して障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援によるサービスを行います。

このサービスは、市町村から指定計画相談支援の支給決定を受けた方が利用できます。

## もくじ

1. センターの代表	2
2. センターの自己紹介	2
3. センターのあいている日・時間	2
4. センターが働くところ	3
5. サービスを行う相談支援専門員	3
6. サービスの記録	3
7. 苦情を聞きます	4

社会福祉法人恵泉会 恵泉会地域生活支援センター

当センターは登米市より指定特定相談支援事業者の指定を受けています。

( 登米市 指定 0 4 3 1 2 0 0 0 2 1 )

### 1. センターの代表 だいひょう

なまえ	しやかい ふくし ほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
ところ	みやぎけん とめし はさまちよう さぬま あざ えあい ちようめ ばんち 宮城県登米市 迫町 佐沼字江合 3 丁目 1 6 番地 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0
だいひょう ひと 代表する人のなまえ	りじ ちよう まつ ざか かつ し 理事長 松坂 勝司
はじめた月日 <small>がつび</small>	しやうわ ねん がつ にち 昭和 4 8 年 5 月 2 1 日

### 2. センターの自己紹介 じこ じやうかい

しごとの種類 <small>しゅるい</small>	してい とくていそうだん しえん じぎようしよ 指定特定相談支援事業所 とめし 0 4 3 1 2 0 0 0 2 1 号 <small>ごう</small>
なまえ	けいせん かい ちいき せいかつ しえん 恵泉会 地域生活支援センター
ばしょ	みやぎけん とめし はさまちよう さぬま あざ なかえ ちようめ 宮城県登米市 迫町 佐沼字中江 1 丁目 1 0 - 4 なかえ だい 中江第 1 ビル 1 - 1
でんわ	0 2 2 0 - 2 1 - 1 0 1 1
かんり ひと 管理する人のなまえ	かんり りしや 管理者 (専任・兼任)
はじめた月日 <small>がつび</small>	へいせい ねん がつ にち 平成 1 8 年 1 0 月 1 日
ほか その他のしごと	とめし しょうがい しや ぞうだん しえん じぎよう 登米市 障害者相談支援事業 してい しょうがい じ ぞうだん しえん じぎよう 指定 障害児相談支援事業 してい ち いき ぞうだん しえん じぎよう 指定 地域相談支援事業 みやぎ けん はつ たつ しょうがい しや ち いき しえん はい ち じぎよう 宮城県 発達 障害者 地域 支援 マネージャー 配置 事業 みやぎ けん しょうがい じ とうり いうく しえん じぎよう 宮城県 障害児 等 療育 支援 事業 しょうがい しや しゆうぎよう せいかつ しえん じぎよう 障害者 就業 ・ 生活 支援 事業

### 3. センターのあいている日・時間 ひ じかん

あいている日 <small>ひ</small>	へいじつ げつ きんようび にちようび ねんまつ ねんし 平日 (月～金曜日) ・ 日曜日 (年末年始はのぞく) ※行事などで土曜日をあげ、日曜日をしめること があります <small>にちようび</small>
あいている時間 <small>じかん</small>	へいじつ げつ きんようび 平日 (月～金曜日) 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 にちようび 日曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
よるとお休みの日 <small>やす ひ</small>	0 2 2 0 - 2 1 - 1 0 1 1 に電話すると、 センターの携帯電話につながります <small>でんわ</small>

#### 4. センターが働くところ 登米市全体

#### 5. サービスを行う相談支援専門員

サービスを行うとき、担当の相談支援専門員を決めます。

担当の相談支援専門員が替わるときは、あらかじめあなたにお話しするとともに、サービス利用上あなたと家族などが困らないように十分気をつけます。

相談支援専門員についてお気づきの点やご意見がありましたら、センターに気軽に話してください。

#### 6. サービスの記録(契約書の第9条の4を見てください。)

センターでは、あなたの記録や情報を大事に整理してとっておきます。あなたから求められたときは、記録の内容をあなたへお見せします。

(コピー代を払っていただければコピーもします)

記録をとっておく期間は、指定計画相談支援によるサービスを行った日から5年間です。

\* センターにある記録については次のとおりです。

(1) サービス等利用計画

(2) アセスメントの記録

(3) サービス担当者会議などの記録

(4) モニタリング結果の記録

(5) あなたの介護給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

(6) あなたからの苦情の内容などの記録

(7) 事故の状況と事故の対応についての記録

\* 記録を見たり、コピーできる時間はセンターがあいているときです。

7. 苦情を聞きます。(契約書第14条を見てください。)

(1) センターへの苦情の受付及びサービス利用などのご相談

サービスについての苦情や意見、サービス利用に関するご相談は、次に書いてある窓口で受け付けます。

< 苦情受付窓口 [管理者] >

< 苦情解決責任者 [施設長] >

< 受付時間 毎週月曜日～金曜日 平日 8:30～19:00 >

(2) 市町村その他不満を受け付けるところ

とめし ふくし じむしょ 登米市福祉事務所 せいかつ ふくし か 生活福祉課 しょう ふくし がかり 障がい福祉係	ところ とめし みなみかたちょう しんたか いしうら ばんち 登米市南方町新高石浦130番地 でんわ 0220-58-5552 FAX 0220-58-2375
みやぎけん うんえい てきせい か いいん かい 宮城県運営適正化委員会	ところ せんだいし あおぼく ほんちよう ちようめ ばん ごう 仙台市青葉区本町3丁目7番4号 (みやぎけん しやかい ふくし きよう ぎかい ない) 宮城県社会福祉協議会内) でんわ 022-716-9674 FAX 022-716-9298

令和 年 月 日

指定計画相談支援によるサービスをはじめにあたり、今まで書かれてきた重要な説明を行いました。

【事業者住所】

みやぎけん とめし はさまちょう きぬま あぎ えあい ちょうめ ばんち  
宮城県登米市 迫町 佐沼字江合3丁目16番地2

【事業者名】

しゃかい ふくし ほうじん けいせんかい  
社会福祉法人 恵泉会

【管理者名】

けいせん かい ちいき せいかつ しえん かん り しゃ  
恵泉会 地域生活支援センター 管理者 印

【説明者職名】

そう だん し えん せん もん いん  
相談支援専門員 印

私は、この紙に書いてある大事なことをセンターから説明を受けました。私は、指定計画相談支援サービスを受けることに同意しました。

りようしゃ (住 所)  
利用者 (住所)

(名 前) 印

利用者は、からだの状況等により名前がうまく書けないため、利用者本人の気持ちを確かめて、私が利用者に代わって、その署名を代筆（代理）しました。私はこの説明を確認しました。

だいひつしゃ / かくにんしゃ  
代筆者 / 確認者

(住所または所属)

(名前)

(利用者との関係)